

公布された規則のあらまし

○佐賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（規則第 29 号）

- 1 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）に関し、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 崖崩れ等による被害を受けるおそれのある畜舎等に必要な措置については、建築基準法施行条例第 3 条（第 3 項第 2 号を除く。）の規定を準用することとした。（第 3 条関係）
- 3 敷地と道路との関係に係る畜舎等の認定を受けようとする者は、畜舎建築利用計画の認定の申請を行う前にあらかじめ申請しなければならないこととするとともに、認定手続に関し必要な事項を定めることとした。（第 4 条関係）
- 4 畜舎建築利用計画の認定の申請の添付図書を定めることとした。（第 5 条関係）
- 5 認定畜舎等の建築等又は利用の取りやめ、認定計画実施者の地位の承継及び畜舎建築利用計画の認定の取消しの手続に関し必要な事項を定めることとした。（第 6 条～第 8 条関係）
- 6 認定畜舎等の利用の状況の報告に係る期日を定めることとした。（第 9 条関係）
- 7 法及び省令の規定により公表する事項を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表することとした。（第 10 条関係）
- 8 その他所要の事項を定めることとした。
- 9 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。